

○佐藤委員長 民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員の出席であります。

初めに、令和4年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、議案第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第5号、令和3年度旭川市育英事業特別会計補正予算について、議案第6号、令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第12号、指定管理者の指定について（旭川市ときわ市民ホール及び旭川市勤労者福祉総合センター）、議案第13号、指定管理者の指定について（旭川市旭正農業構造改善センター）、議案第14号、指定管理者の指定について（旭川市永山ふれあいセンター）、議案第15号、指定管理者の指定について（旭川市東鷹栖農村活性化センター）、議案第16号、指定管理者の指定について（旭川市障害者福祉センター）、議案第17号、指定管理者の指定について（旭川市北部老人福祉センター）、議案第18号、指定管理者の指定について（旭川市東部老人福祉センター）、議案第19号、指定管理者の指定について（いきいきセンター新旭川、いきいきセンター永山及びいきいきセンター神楽）、議案第20号、指定管理者の指定について（旭川市近文市民ふれあいセンター）、以上13件につきまして、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項につきまして、補正予算書により御説明申し上げます。

初めに、歳入補正でございますが、補正予算書の17ページを御覧ください。1款の市税歳入につきまして、当初予算において390億円を計上しておりましたが、固定資産税と都市計画税で減収が見込まれる一方、その他の税目において増収が見込まれ、市税全体としましては当初予算額を上回る見込みとなりましたことから、5億6千万円を増額しようとするものでございます。

その主な内訳でございますが、まず、当初予算を上回るものとして、1款1項1目個人市民税で、個人所得の落ち込みが見込みより少なかったことなどから1億8千771万1千円、同項2目法人市民税で、企業業績が見込みを上回ったことなどから4億35万円、4項市たばこ税で、売渡し本数が見込みを上回ったことなどから1億7千243万円などをそれぞれ増額し、一方、2項の固定資産税及び7項の都市計画税におきまして、国における新型コロナウイルス感染症対策として、本年度実施した軽減措置の影響額が見込みを上回ったことなどから、固定資産税で1億9千534万5千円、都市計画税で5千36万1千円を減額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、補正予算書の6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加分）の一番上、SMS送信サービス利用料59万4千円でございます。こちらは、携帯電話のショートメッセージサービスを活用し、市税の納付勧奨を行うシステムの利用料でございます。納期限内に納付をいただけなかった納税義務者に対し、納付に関するお知らせをお送りしているものでございます。令和4年度においても引き続きこの取組を実施するに当たり、本年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、税務部所管に関わります補正予算の概要となります。よろしく願いいたします。

○林市民生活部長 議案第1号のうち、市民生活部所管分と、議案第12号から議案第15号につ

きまして御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算についてであります。

補正予算書の23ページを御覧ください。2款1項5目、市民活動交流センター管理費51万7千円、ときわ市民ホール等管理費197万6千円、コミュニティセンター管理費123万6千円、地域活動センター管理費7万3千円についてであります。これらは、利用料金制による指定管理者制度を導入している施設について、新型コロナウイルスの影響によるキャンセル等に伴う収入減を補うため、指定管理者に対して補償金を支払おうとするものであります。なお、令和3年8月19日分までは既に支払い済みでありますことから、同年8月20日以降を対象としており、財源については、全額一般財源で措置しております。

次に、同じく23ページ下段の2款3項1目、住民基本台帳ネットワークシステム管理費3千69万円についてでございます。こちらは、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図ることを目的として、令和4年度中に予定されている住民基本台帳法の改正に対応するシステム改修を行うため、補正しようとするものであります。財源につきましては、国の第1次補正予算を活用した国庫支出金822万8千円、それから一般財源2千246万2千円で措置しております。

なお、予算執行が次年度になるため、併せて令和4年度に繰り越そうとするものでありまして、戻りまして4ページ、第2表、繰越明許費補正（追加分）として1段目に記載をしております。

次に、議案第12号から議案第15号についてであります。いずれも、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第12号については、旭川市ときわ市民ホール及び旭川市勤労者福祉総合センターの指定管理者に株式会社旭川振興公社を、議案第13号及び議案第14号については、旭川市旭正農業構造改善センター及び旭川市永山ふれあいセンターの指定管理者にグリーンテックス株式会社を、議案第15号につきましては、旭川市東鷹栖農村活性化センターの指定管理者にたいせつ農業協同組合をそれぞれ指定し、いずれも令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものであります。指定管理者の選定の経過ですが、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき公募を行いまして、申請書類のほか、応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングにより審査の上、選定したところであります。

以上、よろしく御説明申し上げます。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書の24ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者福祉センター管理費です。1つ目に、新型コロナウイルスの感染拡大による利用料金収入の減少に伴い、委託料として319万7千円、2つ目に、施設の休館に伴う減収等に対する指定管理者への補償金として93万円の合わせて412万7千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、障害者自立支援給付費です。前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として、9千2万7千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、自立支援医療費支給費です。1つ目に、自立支援医療費の増等に伴い扶助費として1千581万6千円、2つ目に、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として2千626万4千円の合わせて4千208万円を補正します。財源は、国庫支出金が790万8千円、道支出金が395万4千円、一般財源が3千21万8千円です。

次に、障害者福祉施設等整備補助金です。国の補正予算による補助金の活用を見込み、水害対策強化などを行う事業者に対し、その経費を助成するため、補助金として288万1千円を補正します。財源は、国庫支出金が192万円、一般財源が96万1千円です。

次に、障害者日常生活支援費です。日中一時支援利用者の増等に伴い、扶助費として667万2千円を補正します。財源は、国庫支出金が333万6千円、道支出金が166万8千円、一般財源が166万8千円です。

次の就労継続支援事業所生産活動活性化事業費から障害福祉サービス等継続支援費までの3事業です。いずれも、国の補正予算による補助金の活用を見込み、就労継続支援事業所における生産活動の拡大等に係る経費、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費、新型コロナウイルス感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費をそれぞれ助成するため補正するもので、就労継続支援事業所生産活動活性化事業費が補正額89万8千円、財源が、国庫支出金59万8千円、一般財源30万円、障害福祉サービス等ICT活用推進費が補正額1千351万4千円、財源が、国庫支出金900万9千円、一般財源450万5千円、障害福祉サービス等継続支援費が補正額2千24万6千円、財源が、国庫支出金1千349万7千円、一般財源674万9千円です。

次に、障害者施設等感染症対策整備補助金です。多床室の個室化などを行う事業者に対し、その経費を助成するため、補助金として4千283万1千円を補正します。財源は、国庫支出金が2千855万4千円、一般財源が1千427万7千円です。

次に、障害者総合支援事業費補助金償還金です。前年度に交付を受けた国庫補助金の精算等に伴う償還金として、874万4千円を補正します。財源は、諸収入が1万4千円、一般財源が873万円です。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金です。国の補正予算による交付金の活用を見込み、大規模修繕等を行う事業者に対し、その経費を助成するため、補助金として1千889万7千円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

次に、介護サービス等継続支援費です。前年度に交付を受けた国庫補助金の精算に伴う償還金として、237万2千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、高齢者活動促進支援費です。引き続き高齢者の外出やワクチン接種を支援するため、寿バスカードの利用者自己負担分の無償化を延長しようとするもので、3月までの延長に要する経費として1千831万9千円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

次のPCR検査費用助成費及び老人クラブ・高齢者いこいの家運営費につきましては、前年度に交付を受けた国庫補助金の精算に伴う償還金として、それぞれ593万4千円、162万4千円を補正します。財源は、いずれも全額が一般財源です。

次の高齢者等健康福祉センター管理費及び近文市民ふれあいセンター管理費につきましては、利用料金の還付に伴う指定管理者への補償金としてそれぞれ9千円、8万1千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、25ページを御覧ください。5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金です。市の一般会計に交付される基盤安定負担金の増等に伴い、1億9千161万7千円を補正します。財源は、国庫支出金が4千73万6千円、道支出金が6千829万2千円、一般財源が8千258万9千円です。

2項2目児童措置費の障害児通所給付費です。1つ目に、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として1千895万9千円、2つ目に、障害児通所支援の利用者の増などに伴い、扶助費及び委託料で2億1千968万9千円の合わせて2億3千864万8千円を補正します。財源は、国庫支出金が1億960万7千円、道支出金が5千480万3千円、一般財源が7千423万8千円です。

次に、26ページを御覧ください。3項1目生活保護総務費の生活保護適正実施推進費及び2目扶助費の生活保護等費につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金・補助金の精算に伴う償還金として、それぞれ1千853万6千円、3億9千914万7千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

続きまして、繰越明許費補正について、補正予算書の4ページを御覧ください。福祉保険部所管分につきましては、第2表、繰越明許費補正（追加分）の表中、3款1項社会福祉費の4事業となります。

まず1つ目の障害者福祉施設等整備補助金及び3つ目の老人福祉施設等整備推進補助金の2件につきましては、先ほど御説明いたしました補助金に係る補正額全額を令和4年度に繰り越し、事業を実施するものであります。

次に、2つ目の障害者施設等感染症対策整備補助金及び4つ目の高齢者活動促進支援費の2件につきましては、事業の完了が令和4年度になるものについて設定するものであります。

次に、債務負担行為について、補正予算書の6ページを御覧ください。福祉保険部所管分につきましては、第3表、債務負担行為補正（追加分）のうち、旭川市障害者福祉センター指定管理料から高齢者活動促進支援費までの6件になります。

まず、各施設の指定管理料5件につきましては、令和4年度から令和8年度までの指定管理委託を行うことに伴い、今年度中に協定を締結する必要があることから設定するものであります。

次に、高齢者活動促進支援費につきましては、寿バスカードの利用者自己負担分の無償化の延長について、令和4年3月から9月までを期間とする協定を締結するため設定するものであります。

続きまして、議案第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の41ページを御覧ください。

まず、6款1項2目の疾病予防費です。国民健康保険被保険者分の予防接種委託料の増により、4千710万6千円を補正します。財源は、道支出金が2千272万4千円、繰入金で2千438万2千円です。

次に、7款1項1目の国民健康保険事業準備基金積立金です。利子収入の増に伴い14万6千円を補正します。財源は、全額が財産収入です。

次に、先ほど一般会計で御説明いたしました、国民健康保険事業特別会計繰出金の増に伴う財源振替でございます。2款1項1目災害臨時特例補助金、3款1項1目保険給付費等交付金、5款1項1目一般会計繰入金で合わせて2億3千125万円を増額し、1款1項1目一般被保険者国民健

康保険料を同額減額します。

次に、債務負担行為について、補正予算書の11ページを御覧ください。SMS送信サービス利用料でございます。これは、携帯電話のショートメッセージサービスを活用し、保険料の納付勧奨を行うシステムの利用料で、今年度中に契約を行う必要があるため設定しようとするものでございます。

続きまして、議案第6号、令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

補正予算書の49ページを御覧ください。2款1項1目の居宅介護サービス計画給付費です。給付費の増により710万1千円を補正します。

次に、3目の地域密着型介護サービス給付費です。給付費の減により7千932万円を減額します。

次に、50ページを御覧ください。2項1目の高額介護サービス費及び2目の高額医療合算介護サービス費の2事業です。サービス費の増により、それぞれ6千391万6千円、305万9千円を補正します。

次に、3項1目の審査支払手数料につきましては、審査支払手数料の増により50万7千円、51ページになりますが、3款3項2目の地域自立生活支援等事業費につきましては、成年後見制度利用支援事業の利用件数の増により307万7千円、4款1項1目の家族介護用品購入助成事業費につきましては、利用者数の増に伴い125万9千円をそれぞれ補正します。

介護特会全体では40万1千円の減額となり、あわせて、その財源として、道支出金2千円、繰入金97万3千円をそれぞれ増額し、国庫支出金9万7千円、支払基金交付金127万9千円をそれぞれ減額します。

次に、債務負担行為補正について、補正予算書の16ページを御覧ください。在宅高齢者見守り配食サービス業務委託料でございます。これは、栄養改善が必要な在宅高齢者のうち、心身状況を定期的に把握する必要がある方を対象とし、在宅生活の継続を支援するために、食事を配達するとともに、その状況を把握する事業で、今年度中に契約を行う必要があるため設定するものでございます。

続きまして、議案第16号、指定管理者の指定についてでございます。旭川市障害者福祉センターにつきましては、現在、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会を指定管理者とする施設管理を行っておりますが、その期間が令和4年3月31日で終了いたしますことから、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、同法人を引き続き指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。当該施設に係る指定管理者選定の経過でございますが、旭川市障害者福祉センター条例第2条の4第1項の規定に基づき、公募によることなく、同法人に指定申請書や事業計画書等の提出を求め、選定したところであります。なお、指定管理者の指定に係る委託料につきましては、先ほど補正予算の説明でも申し上げましたとおり、債務負担行為を設定しております。

以上、よろしくお願いたします。

○中村子育て支援部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る部分、それから議案第5号、令和3年度旭川市育英事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

補正予算書の25ページを御覧ください。3款2項1目、児童家庭相談事業費、児童扶養手当支給費、ひとり親家庭等自立支援費、施設等利用費給付費、ひとり親世帯臨時特別給付金支給費、地域保育所管理費、私立認可外保育施設運営補助金、保育体制充実費、保育所管理事務費、それから保育士確保事業費、子ども・子育て支援交付金償還金の11事業につきましては、過年度に国及び道から受領した補助金の超過分を償還するため、総額で3億718万2千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源となっております。

次に、同じく3款2項1目の下から3つ目の地域保育所保育料補償費でございます。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえて、緊急事態宣言中など、地域保育所において登園自粛を依頼した期間、新型コロナウイルス感染症の陽性者、または濃厚接触者となった者が登園を自粛した分の保育料を減額した場合において、地域保育所の収入が減となったものにつきまして補填をする目的で、16万6千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源です。

次に、同じく3款2項1目の保育士等処遇改善臨時特例事業費です。保育士、幼稚園教諭等の処遇改善のため、各施設が賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提といたしまして、基本給などの3%に相当するおおむね月額9千円を引き上げる場合に、令和4年2月分、3月分の引上げ分に対して補助を実施するため、4千911万6千円を補正しようとするものです。財源は、全額国庫支出金です。

次に、3款2項2目になります。母子生活支援施設等運営費です。令和2年度に受領した国庫負担金の超過交付分の償還金と、母子生活支援施設が職員に対して基本給の引上げ等により処遇改善を実施した場合における、令和4年2月分、3月分の処遇改善分に対して補助を実施するため、67万5千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が31万9千円、一般財源が35万6千円となっております。

次に、26ページになります。3款2項3目の市立保育所病後児保育事業費、市立保育所延長保育等事業費、それから市立保育所非常勤保育士等配置費及び市立保育所一時預かり事業費の4事業につきましては、会計年度任用職員の処遇改善を行うことにより報酬及び職員手当の予算が不足するため、16万8千円を補正しようとするものです。財源は、全額国庫支出金です。

それから、同じく3款2項3目の市立保育所管理費です。市立保育所の保育業務に従事する会計年度任用職員の処遇改善分と、令和2年度中に受領した国庫支出金の超過交付分の償還金として、合計で64万3千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が7万6千円、一般財源が56万7千円となっております。

それから同じく26ページの4款1項1目になります。母子保健衛生費国庫補助金償還金です。令和2年度に受領した国庫補助金の超過交付分の返還のため、3千71万4千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

同じく4款1項1目の医療費給付費です。令和2年度に受領した国庫支出金の超過交付分の返還と、当初見込みよりも生活保護受給者の支給対象者が多かったため、未熟児養育医療及び小児慢性特定疾病医療の扶助費が不足していることから、合わせて1千839万2千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が933万7千円、道支出金が126万円、一般財源が779万5千円です。

次に、補正予算書の4ページを御覧ください。繰越明許費補正の追加分でございます。3款民生

費、2項児童福祉費の子育て世帯臨時特別給付金支給費でございます。令和3年度末に出産があった場合など、補助金の申請が令和4年3月31日に間に合わない場合に、補助金の申請を令和4年4月30日まで可能とすることと、9月時点の児童手当支給状況を用いて申請不要の方式で給付を行った部分に関しまして、基準日より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、給付金等を受け取れなかった者に対しまして給付金の支給を行うため、申請受付を4月30日まで可能としようとするもので、3千150万円を令和4年度に繰り越そうとするものでございます。

それから、最後になりますけれども、議案第5号、令和3年度旭川市育英事業特別会計補正予算です。補正予算書の47ページを御覧ください。歳出の表になりますが、1款育英費、1項育英費、3目積立金ですけれども、育英基金への寄附金の増により、積立金の額が当初予算を上回ることから、2千438万円を補正しようとするものです。財源は、全額寄附金です。

以上、子育て支援部の補正予算です。よろしくお願いたします。

○向井保健所地域保健担当部長 初めに、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の26ページを御覧ください。4款1項2目のうち、健康推進管理事務費及び、その下にあります感染症予防対策費につきましては、令和2年度中に受領した感染症予防事業費等国庫補助金につきまして、交付額が確定しましたことから、その超過分を国に返還するため、7千円及び14万8千円を補正するものであり、財源は、全額一般財源でございます。

次に、その下にあります予防接種費についてでございます。こちらにつきましては4千400万7千円の減額補正となりますが、その内訳として、初めに、令和2年度中に受領した感染症予防事業費等国庫補助金につきまして、交付額が確定したことから、その超過分を国に返還するため、309万9千円を補正しようとするものであり、財源は、全額一般財源となっております。また、予防接種法に基づく定期の予防接種のうち、高齢者等インフルエンザ予防接種及び高齢者等肺炎球菌感染症予防接種につきまして、接種者のうち、国民健康保険に加入している方につきまして、北海道国民健康保険給付費等交付金の対象となりますことから、委託料のうち、高齢者等インフルエンザ分で3千689万4千円を、高齢者等肺炎球菌感染症分で1千21万2千円、合わせて4千710万6千円を減額し、国民健康保険特別会計の疾病予防費に振り替えるものでございます。予防接種費につきましては、国への償還金と国保特会への振替分を合わせまして、4千400万7千円を減額して補正しようとするものでございます。

次に、その下にあります結核医療費公費負担事業費についてでございます。令和2年度中に受領した結核医療費負担金について、交付額が確定しましたことから、その超過分を国に返還するため、24万8千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源でございます。

次に、その下にあります新型コロナウイルス感染症対策費でございます。令和2年度中に受領した感染症予防事業費等負担金について、交付額が確定しましたことから、その超過分を国に返還するため、1億8千587万3千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源でございます。

次に、その下にあります新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。ワクチンの集団接種会場に医療従事者を派遣した医療機関に対する補助金について、国の新型コロナウイ

ルス感染症緊急包括支援事業により、11月末分までの予算措置を行っていましたが、追加接種の実施に伴い、事業対象期間が3月末まで延長となりましたことから、追加が必要となる1千839万3千円を補正しようとするものでございます。

次に、その下にあります新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費についてでございます。本事業は、感染者が外出することなく自宅待機に専念できる環境を整備するため、生活面でのフォローとして、生活用品、食料品などの自宅療養セットを配付することで、療養生活を支援するとともに、自主的な隔離を促すことにより感染拡大防止を図るものであります。今般のオミクロン株による感染急拡大により、自宅待機者が増加していることから、自宅療養セットの配付に係る委託料として6千580万6千円を追加補正しようとするものでございます。なお、財源は全額、緊急包括支援交付金でございます。

次に、27ページになります。一番上でございますが、3目の動物愛護基金積立金についてでございます。動物愛護基金への寄附金の増により、基金への積立金の額が当初予算を上回ることから、2千74万9千円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、全額寄附金となっております。

続きまして、繰越明許費補正について御説明をいたします。4ページを御覧ください。4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございますが、先ほど御説明いたしました医療機関に対する補助金の追加分について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、事業費を繰り越そうとするものでございます。

以上、保健所所管分でございます。よろしく願いいたします。

○富岡環境部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書7ページの上から2番目を御覧ください。債務負担行為の追加分について、旭川市リサイクルセンター地質調査委託料でございます。これは、当該施設の設計に必要な調査の一つとして実施するものでありますが、設計の進捗状況や完了時期を踏まえ、令和4年3月31日までに契約を行う必要がありますことから、今回の補正予算におきまして債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和4年度、限度額は870万円となっております。なお、本事業の財源は、国の循環型社会形成推進交付金のほか、市債及び一般財源を充てることとしております。

続きまして、指定ごみ袋製造費でございます。これは、市民が購入する指定ごみ袋の製造に関して、現在の在庫状況から、令和4年3月31日までに契約を行う必要がありますことから、今回の補正予算におきまして債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和4年度、限度額は1億1千455万9千円となっております。なお、本事業の主な財源は、家庭ごみ処理手数料及び指定ごみ袋広告掲載料となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 本定例会に提案しております議案第17号から第20号までの指定管理者の指定について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第17号から議案第20号までの指定管理者の指定を行おうとする施設につきましては、現在、いずれの施設も指定管理者による管理を行っておりますが、その期間が令和4年3月31日で終了いたしますことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年4月1日か

ら令和9年3月31日までの5年間、指定管理者を指定することについて議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第17号は、旭川市北部老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人愛善会を、次に、議案第18号は、旭川市東部老人福祉センターの指定管理者にワーカーズコープ指定管理者グループを、次に、議案第19号は、いきいきセンター新旭川、いきいきセンター永山及びいきいきセンター神楽の指定管理者に社会福祉法人旭川市社会福祉協議会を、最後に、議案第20号は、旭川市近文市民ふれあいセンターの指定管理者にニサカ・環境衛生指定管理者グループを指定し、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものでございます。これらの施設に関する指定管理者の選定の経過でございますが、いずれの施設も、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、公募を行い、選定委員会を開催し、応募団体から提出された事業計画等の関係書類及びヒアリングにより審査を行い、選定したところでございます。また、それぞれの指定管理者の指定に係る委託費につきましては、先ほど補正予算の説明でも申し上げましたとおり、債務負担行為を設定しております。

以上、よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思ひます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは次に、2の報告事項についてを議題といたします。初めに、旭川市神居デイサービスセンターの休止について、理事者から御報告願ひます。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 旭川市神居デイサービスセンターの休止について、御報告申し上げます。

本デイサービスセンターは、これまで指定管理者による運営を継続してきており、このたび、指定管理期間が今年度末で満了となることに伴ひ、令和4年度から令和8年度までの期間の指定管理者について、令和3年10月18日から12月7日までの間、公募を行ったところでございますが、指定管理者として運営を希望する法人からの応募がなかった状況でございます。現在、令和4年2月8日から3月31日までの期間で再公募を実施しており、この再公募で指定管理者としての応募があった場合につきましては、選考委員会での審査を経た後、議会での議決をいただいた上で、令和4年8月1日からの再開を予定しているところでございますが、それまでの間、本デイサービスセンターを休止することといたしました。

本デイサービスセンターに利用登録されている方は現在43名いらっしゃいますが、これらの方々につきましては、現指定管理者である社会福祉法人旭川光風会とそれぞれの利用者の担当ケアマネジャーが連携しながら、サービスを引き続き利用できるよう対応しているところでございます。

なお、本デイサービスセンターで従事されているの方々につきましても、本人の意向を確認し、運営法人内での配置替え等により対応する旨、伺っているところでございます。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは次に、介護保険料の還付漏れについて、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 介護保険料の還付業務に関わる事務の未処理事案につきまして、御報告申し上げます。

初めに、本件に関わる主な事務処理の流れでございます。年金を受給されている方の介護保険料につきましては、原則、年金から特別徴収することとされており、この方が亡くなられた場合、年金機構において、未支給の年金等に関する手続が終了した後、介護保険料の還付が生じる被保険者についての情報が各市町村へ通知されることとなっております。その後、この通知を受けた各市町村においては、還付金の受取人となる相続人等の調査を行い、当該相続人等が判明次第、順次、還付金が生じている旨の通知を行っているところでございます。

次に、本件に関わります経過等について御説明申し上げます。本年1月7日付で上川総合振興局より発出された、介護保険法に基づく介護保険給付費等の適正化を図る観点から実施する保険者指導に関する通知を踏まえ、関係書類の事前準備をしていたところ、本年1月20日に、令和3年3月23日付で年金機構から発出された、還付金が発生する被保険者に関する通知に基づく事務処理が行われていないことが判明したところでございます。

その内容についてであります。未処理事案数としては195件、還付すべき額の合計は188万1千400円でありまして、一人当たりの還付額としては、最も多い方で2万3千500円、最も少ない方で600円となっております。このうち、相続人等が既に判明していた方は167件あり、相続を放棄されている1件を除く166件につきましては、1月31日付で手続が遅れたことに対するお詫び文と還付金が生じている旨の通知をお送りし、口座情報を確認できた100件につきましては、今月10日に当該還付通知後、御連絡をいただいた42件につきましては、順次、御指定の口座に振込を行っているところでございます。また、相続人等が判明していない方、相続人等が判明しているものの、口座情報が不明な方につきましては、速やかに還付が行えるよう、引き続き調査を行っているところでございます。

本件につきましては、定期人事異動に伴う適切な事務引継ぎが行われず、処理済案件と未処理事案とを混在して保管していたこと、さらには、事務処理状況に対するチェック体制ができていなかったことなど、組織としての対応の甘さが原因であると考えているところでございまして、今後は、個々の事務処理状況の見える化を図り、組織全体として、進捗状況を確実に把握できるよう取り組むことで、再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

適正な事務の執行に当たりましては、日頃から職員に対して注意を喚起しているところでございますが、このたび、事務の未処理事案を生じさせたことで、福祉行政に対する信頼を著しく損ねることとなりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、ここまでの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、及び新型コロナウイルスワクチンの接種について、理事者から報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 現在の新型コロナウイルス感染症の発生状

況につきまして、資料を提出させていただきましたので、これに基づきまして御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、お配り申し上げました資料の1ページ目の上のグラフになります。初確認以降の発生状況についてということでございまして、このグラフの一番右側が今現在の状況ということで、左側に小さな山に見えてしまう3つほどの山が、第3波、第4波、第5波ということで、いかに第6波の感染拡大がひどいかということが分かっていただけではないかと思っております。

真ん中のグラフ、人口10万人当たりの1週間の発生者数でございますけれども、今年度分となっておりますが、今回の感染急拡大によりまして、2月10日に333.44名という10万人当たりの1週間の発生者数を記録しているところでございます。この数値につきましては、第5波のおおむね3倍近い数字となっております。最新の数字といたしましては、昨日現在で284.06名という状況になってございます。

1ページ目、一番下のグラフになります。今年1月以降の発生の状況を表したものでございまして、1月下旬から、16日連続3桁の発生が続いていたということでございます。発生日ベースで申し上げますと、この日曜日に2桁になりましたが、14日につきましては再び3桁に戻り、本日公表分についても3桁というような状況でございます。

2ページ目、3ページ目につきましては、今年度のクラスターの発生状況についてでございます。3ページ目を御覧いただきたいと思っております。3ページ目のトータル番号73番、今年度番号で60番、これ以降が今年1月以降に発生したクラスターになりまして、1月の発生が18件、2月の14日までの発生が27件、合計で今年発生したクラスターは45件ということで、クラスターが頻発している状況でございます。本日も2件のクラスターの公表を予定しているということで、特に2月に入ってからは一日に複数件のクラスターが発生するような状況が続いているということでもあります。さらには、今年に入りましてから、年当初につきましては特に若年層、小学校、中学校、あるいは幼稚園、保育所のクラスターの発生が多かったわけでもありますけれども、ここに来て、一般企業でありますとか医療機関、さらには高齢者の施設などでもクラスターの発生が目立ってきている状況でございます。

4ページ目になります。一番上のグラフになりますが、濃厚接触者でございます。濃厚接触者につきましては、2月4日に1千272名というような状況がございました。現在につきましては、昨日現在で1千名ちょうどというような状況であります。先ほど申し上げましたとおり、第5波のときに1千199名という濃厚接触者が発生した時期がございましたが、その3倍程度の発生がありつつも、濃厚接触者がこの数字で収まっている要因といたしましては2点ございまして、まず1点目は、濃厚接触者の健康観察期間が短くなっていること、これによりまして、いわゆる濃厚接触者ではなくなる方が一定限毎日発生するということになります。もう一つは、今回のオミクロン株の感染力の強さから、例えば家庭内での感染ということで、例えばお子様が感染した際に、お父さんとお母さんとお兄ちゃんが濃厚接触者になりましたということになるんですが、それらの方々がおおむね陽性に向かっていくということで、濃厚接触者から陽性者に替わるということから、濃厚接触者の数が発生者数に比して多くなっていないというような状況が見られるところでございます。

4ページ目の真ん中が病床稼働率を表しております。2月3日に45%を記録しておりまして、

直近では39.6%ということになっております。おおむね半分弱の病床稼働率ではありますが、先ほどもクラスターの紹介をいたしましたけれども、病院、あるいは高齢者施設等でクラスターが発生して、その感染者が入院するという形を取っている状況にありまして、入院されている医療機関においては、入院患者に介助が必要ということなどもあり、非常に数字以上の逼迫感があるというふうに伺っているところでございます。

4ページ目、一番下のグラフ、自宅待機者数でございます。第5波の際には、最多で477名という状況でございましたが、2月11日に1千201名を記録しておりまして、第5波の2.5倍というような数字を記録しております。現在は1千162名という状況になってございまして、今回のオミクロン株につきましては、軽症の方が非常に多いということに鑑みまして、自宅待機、あるいは療養が増えている状況にございます。

最後に、5ページ目になります。受入基幹病院の病床確保数と病床使用数ということで、先ほど御紹介申し上げたとおり、稼働率は39.6%というふうになっております。現在は、北海道の医療提供体制が、1月18日から全道レベルでフェーズ2に移行しておりまして、本市としての病床確保数といたしましては、重症者用も含めまして149床の運用となっております。

今回、北海道からフェーズ3への移行についてのお話がありまして、最終的には札幌市及び胆振東部について、フェーズ3への移行を予定しているというような状況を伺っているところでございまして、当面、旭川はフェーズ2のままで参りますが、医療提供体制の逼迫が見られた際には、北海道と連携を図りながら、フェーズ3への移行についても順次協議をしていきたいというふうに思っております。

なお、札幌市の数字は御案内のとおりでありますけれども、胆振東部につきましては、特に苫小牧での発生が非常に多いというようなことを伺っておりまして、苫小牧の人口にして本市と同様の発生数が出ているということで、非常に深刻な状況というふうに伺っているところでございます。

現在の主流がオミクロン株でありますけれども、現在の新型コロナウイルスの発生状況についての御報告でございます。以上でございます。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチン接種について、2つ御報告いたします。

まず1つ目は、接種状況です。御手元の資料を御覧ください。資料左上の表の接種実績の3回目のところですが、3回目の接種人数は2万4千843人となります。接種率ですが、3回目の接種の対象は18歳以上ですけれども、2回目と比較するために12歳以上の接種率で申し上げますと、8.2%となっております。

右側の表の年代別の接種実績ですが、医療従事者への接種が先行しておりますので、全年代にわたり接種が進んでおります。65歳以上の方は、今月から接種が本格化したので、徐々に増加してきております。

左下の円グラフは、ワクチン別の接種状況です。外側の円は、今まで本市に供給されているワクチンの数で、モデルナは約6万7千人分と約65%を占めております。内側の円は、3回目の接種人数2万4千843人の内訳ですけれども、モデルナは3千375人と、全体の約14%となっており、ファイザーの使用が多いですが、全体的にはファイザーのほうも予約に余裕がある状況です。

接種券については、既に7万人の方にお送りしており、あさって18日には2万8千人の方に発送いたします。来週末からは、全年代6か月を経過した方への発送を始め、今月末までには今まで

お送りした方の分も合わせました累計で、約13万7千人に接種券をお送りいたします。これにより、65歳以上の方で6か月経過した方全員に発送されるということになります。

2つ目は、資料は御用意しておりませんが、5歳以上11歳以下のワクチン接種について、御報告いたします。2月10日の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において議論、答申がなされ、それを受けて、国では、2月下旬に政令や省令などの改正を予定しております。

小児用のワクチンは、ファイザー製でありますけれども、来週以降に北海道に配送される予定ですが、第1便は数が非常に少なく、北海道全体で2千人分を切るぐらいの数というふうに情報が入っておりますので、その分は札幌市に優先して供給するというように北海道のほうでは考えているということでありまして。そのため、旭川市をはじめとした各市町村には、その次の週、第2便となる3月初め頃からワクチンが届く見通しで、今後、ワクチンの到着時期や供給量などの情報が入り次第、接種の御案内をしてまいります。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

○小松委員 何点か確認をさせていただきたいと思っております。

まず、感染の状況についてであります。オミクロン株は感染力が強いと言われてきましたが、そのとおり、全国各地で急激な感染拡大が引き起こされております。

東京はこの数日間、前の週との比較で感染者が減少傾向になっていると。北海道、札幌市においてもピークアウトという声も出てきております。

旭川市の現段階について、どういうふうに捉えたらいいのかをお聞きしたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 御案内のとおり、オミクロン株の感染力は、私どもが想像しているよりもはるかに強かったという印象でございまして、第5波のときも感染急拡大というふうに言われましたけれども、それを上回るスピード、そして発生数というような状況で猛威を振るっている、今まさに、真ただ中にいるというような状況だと思っております。

現状を一言で申し上げますと、高止まり状態というようなことが言えるかと思っております。結果として、第6波が収束したときに、この時期はどうだったかというふうに振り返った際には、場合によっては今がまさにピークの状況だというようなことになっているかもしれないですが、今の時点でお話をするとすれば、現在は高止まり状況であるというふうに言わざるを得ないかなというふうに思っております。

発生数についても、相変わらず3桁を記録している状況にありますが、その中身について、若干変化が出てきているということから、今後の発生状況について注視をしつつ、まずはこの1週間が我々保健所としては勝負じゃないかと。この1週間の動向をきちっと見定めた中で、今後について様々検討していくことが必要だというふうに考えている状況でございまして。

○小松委員 感染状況についても若干の変化があるのかなというふうに考えています。それは、2月の初めの頃でしたか、小中学校の学級閉鎖が50を超えていました。最近では、二十数クラスの学級閉鎖へと、閉鎖そのものが落ち込んできております。

その一方で、企業での感染とか、高齢者施設、医療機関での感染が目につくようになっておりまして、比較的年齢が低い層の感染から、違った方向へ動いてきているとも受け取れるような状況かなというふうに思うんですが、どのように分析をされているのか、お聞きをいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 委員のおっしゃるとおり、第6波の発生当

初については、特にワクチン未接種世代と言われます小学生以下、小学校、幼稚園、保育所、一部中学校もございましたけども、こういった若い世代の感染が非常に目立っている状況でございます、一時期は、市中感染で拾われる、いわゆるクリニック等から発生届が上がってくる感染者の5割近い方々が、幼稚園、保育所、小学生、中学生というような状況が見られたところでございます。昨日、クリニックからの発生届があった61名の属性を見ますと、今申し上げた中学生、小学生、幼稚園、保育所の方々が61名中11名ということになりますので、割合的に言うと2割弱ということで、明らかに若年層が中心だった第6波の発生当初の状況から、属性が変化してきているということは言えるかと思えます。

一方で、御指摘のとおり、高齢者施設、あるいは病院、病院でも主に高齢者ということになりますけれども、こういったところからの発生が最近、顕著になってきていると。実際、いわゆる基幹病院に続くような大きな病院でのクラスターもここ2つほど続いている状況にありますし、そういった医療現場に入られますと、非常に我々としても対応に苦慮するというような状況もあります。そういった病院や高齢者施設、居宅もしくは通所、両方で実際に起きているという状況にございまして、本日の発表もそういった施設が含まれておりますけれども、明らかに若年層から高齢者に感染の中心がシフトしてきているということが一つ言えるかと思えます。

あともう一点は、市中感染となりますと、先ほども申し上げたとおり、クリニックからの発生届、発生の探知が当然増えてくるわけなんですけれども、第6波発生当初以降、非常にクリニックからの発生届が多く、一時期はクリニックからだけで3桁以上の発生が見られた状況にございましたが、現状は大分減ってまいりまして、昨日あたりもおおむねクリニック5割、そして残り5割が市の保健所での検査による探知というような状況になってきているということで、こちらの数字も、年齢と併せて変化が出てきているというような状況になってございます。

○小松委員 今の御答弁で1点だけ。小学校、幼稚園、一部中学校の若年層の感染が減ってきている要因、予防が徹底しているのか、あるいはそれだけでなく、何らかのことが考えられるのかについてお聞きをいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 特に、幼稚園、保育所については、なかなか予防、あるいはマスクの着用とかが難しい、さらにはお子さん同士の接触や、幼稚園の先生と子どもさんの接触など、かなり濃密な接触がありますので、感染リスクがもともと高い施設というふうに位置づけております。そういったところも含めまして、あと小学校、中学校ということになります。明らかに感染が減ってきている要因といたしましては、学級閉鎖、学校閉鎖、あるいは保育所などでも感染者が出た際にお休みを取ること、いわゆるその施設内での接触を遮断することによりまして、広がりや防げているということはあるかと思えます。もちろん、学級閉鎖なり学校閉鎖なりする前に、もう感染しているという状況があれば、当然、閉鎖後に感染というのが症状として現れてきてしまうものであります。それ以降の部分については一度遮断されるということと、今のオミクロン株の特性というものが非常にマッチしております。お休みをいただく、それによって接触が遮断し、さらには先週末も3連休がもともとありましたので、それとお休みが重なるということで、長期にわたって接触が絶たれるということによりまして、広がりが防げているのではないかというふうに分析をしているところでございます。

○小松委員 いや、よく分かりました。学級閉鎖、あるいは接触の機会を減少させていくというの

は重要な対策観点だというふうに思うんですね。

それで、オミクロン株が急激に拡大する中で、濃厚接触者の把握、旭川市は一貫して、保健所がその役割を担ってきているんですが、1月でしたかね、北海道として、陽性者が自ら接触した人に連絡を取ることを基本とする、それを受けて、札幌市や函館市などでは、保健所の役割というよりも、陽性となった方々が自ら連絡を取るという対応にシフトされてきたというふうに思います。旭川市では、そういう道の考え方が示された以降も、保健所の役割として、濃厚接触者の洗い出しや連絡を担われているというふうに思うんですが、それは御確認いただけますか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 道内の保健所のうち、道立保健所及び札幌市、小樽市、函館市においては、委員のおっしゃるとおり、濃厚接触者の特定につきましては、あくまでも家族だけと。ただ、重要施設、病院でありますとか高齢者施設等の施設においては、これまでどおりの対応をしていくということで、保健所業務が逼迫する中で、重点化を図っていきましようという考え方の中で行っているというふうに伺っているところでございます。

本市といたしましては、もちろんそれを行うことによって、少し保健所業務の逼迫感がなくなるというメリットはありますが、前の委員会ของときにも申し上げたとおり、市民の命と健康を守っていく観点から、やはりそこは感染された方にお任せをするのではなく、保健所がきちっと関与をして、一定の濃厚接触者を特定していきながら検査に誘導していく、そして、探知を行うというような方法を現在も続けているところでございますし、でき得る限り、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

保健所というのは、今、世の中的には、感染者がこんなにいるとか、あるいは重症者がどうだというふうに言われておりますけれども、それをカウントするのが保健所の役割ではないというふうに考えておまして、我々としては、あくまでも感染した方のリスク管理と、それから、やはり感染を少しでも抑制するというに尽くしていく必要があるという観点からも、今後も我々ができる感染者の抑制方法としては疫学調査になりますので、その疫学調査について、丁寧さを持って今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 そうした作業を担われていて、大変御苦労のほうが多いと思うんですが、今、部長がおっしゃられたように、やっぱり、市民の健康、命を守るために、保健所としての機能を十分に発揮していくということで、今後もぜひ、大変だと思いますけども、努力をお願いしたいというふうに思います。

自宅待機者が1千人を超す状況となってきております。生活用品の支給や、パルスオキシメーターの支給などに支障が出ていないのかなのか、また、健康観察、人数は相当いますから、この点についても十分対応できているのか、それぞれお聞きをいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 自宅待機者・療養者に対する対応ということでございます。

まず順に、パルスオキシメーターからでございますが、陽性になられまして、自宅待機・療養という形になった方には、パルスオキシメーターを配付しております。従前、保健所で持っておりましたパルスオキシメーター、先ほど調べてまいりましたが、1千292台持っておりました。1世帯1台ということになりますので、同じ家族で5人感染していても、そこには1台ということになりますから、自宅待機者、イコール、パルスオキシメーターの必要数ではないんですが、当然な

がら、戻ってくるタイミングなども含めまして、さらに必要だということで、今回、財政出動をお願いしまして、さらに追加で900台、つまり現状としては2千192台を有しております、順次、自宅待機・療養になった方々に対して配付をしているということでございます。

また、回収についても、市民生活部及び社会教育部の協力をいただきまして、市内の支所及び公民館のほうで、療養明け3日後にお届けいただきたい、もしくは市のほうに送っていただきたいということで、回収のほうについてもこれまでとは違った方法で今現在行っているところでございます。

続いて、自宅療養のセットでございますけれども、非常に今、配付数が増えている状況でありまして、1日に発注が100個以上になることもある状況でございます。こちらを担っていただいているのが、旭川地場産業振興センターでございます。地場産センターのほうも、あの職員数で100個を配るとなると、相当な御苦勞をかけているというような状況もありますが、地場産センターのほうで配付の手法とか体制を新たに構築しまして、外注も含めて、迅速に対応できる体制をつくっていただくというような中身で、既に新たな体制で動き始めているというような状況でございます。これと一緒にパルスオキシメーターがついているというような状況でございます。

あと、自宅療養者のフォローの部分でございますけれども、一般的なフォローにつきましては、今、私どもの保健所プラス全庁応援の中で、基本的に全員に対して毎日フォローをしているというような状況になってございます。これに加えまして、かかりつけ医の健康観察が本格化しております。現在は、例えば、小児科であるお子さんに陽性が探知されたというふうになったときに、発生届というのが出てきまして、現状として、医師から、この人が感染者になりましたという保健所への届出のペーパーが、ファクスで送られてくるわけでありまして、そこに、本日から健康観察可能というふうに書いていただきまして、イコール、受診が終わった段階からすぐに健康観察がスタートするような方式を構築しまして、各医療機関と連携をして、そのような体制を整えたところでございますので、100%を目指して我々はやっておりますけれども、それに近づくよう、フォローについても今後も継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 感染力が非常に強いオミクロン株、一方、重症化の割合がこれまでのデルタ株などと比べると低いなどということも繰り返し報道されております。ただ、ある報道によりますと、厚労省が公表しているデータによると、2月に入ってからの新型コロナウイルス感染症による死亡者は、14日までに1千702人になっているということが報道されております。2月に入ってから、2週間で1千702人、オミクロン株の感染拡大が著しくなった1月はどうかというと、1月の死亡者が395人、これが2月、その約半分の期間の2週間で1千700人を超すというところで、非常に多くなっているということでもあります。

デルタ株のときにどうだったかということ、第5波は、重症者数がピークになった昨年9月3日を中心として、1か月の死亡者が幾らぐらい出たかということ、1千600人だったというふうに言われているんですね、1か月でね。この2月の初めは2週間で1千700人を超すということで、この数だけ見ると、非常に大きな数です。これは感染力が強いから、感染者が増えて、それと比例する形で、ある意味、デルタ株と比べても、あるいはオミクロン株の今年の1月の状況と見ても、大きくなってきているということなんだろうというふうに思います。

軽症が非常に報道されていて、重症化率が低いんだと言われているんですが、専門家によると、

若年層は確かにそういう傾向だと。ただ、オミクロン株でも、重症化リスクが高い高齢者は、重症化率は50%程度と見られていて、低くはないということを言われているんですね。だから、2月の半月の亡くなられた方の数や、高齢者の重症化率はそんなに低くないんだよってという指摘を見ると、なかなか油断できない状況でもあるというふうに言えるのかなと思います。

オミクロン株は、今月5日に陽性者数が過去最多の10万5千570人というふうに発表されています。デルタ株の最多記録は、昨年8月20日の2万5千975人と言われていて、1日当たりの陽性者の数は4倍を超すんですね。こういうことから見ても非常に油断できないものだなというふうに改めて思っております。

それで、結局、ワクチン接種は有効とされているんですが、さきにワクチンのところで報告がありましたけども、3回目の接種率は7~8%になっている。一方、感染力が強くて、感染者数はどんどんどんどん広がってきている。1日で10万人を超す状況も現れてきているということで、いろいろな報道がされているんですよ、抗体を持っていてもオミクロン株にはあまり効果がないぞ、ワクチンを2回接種しても、6か月過ぎるとそれはもう半減どころでなくて、75%も効果が低下するぞとかっていうふうに、様々言われております。こうした状況や指摘から見て、どういうふうに今の状況を担当部長として受け止めているのか。現状における予防とか感染対策において課題があるとすれば、どのようなことが考えられるのか等について、お考えをお聞かせいただければと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 確かに、オミクロン株につきましては、重症化リスクが低く、感染力が強いというような分析、これは間違いなく合っているというふうに思います。重症化率が低くても、感染者が多くなれば、その中で当然重症化に結びつく方もいらっしゃるということになるわけで、やはり、死者が多くなってきているという状況については、旭川ではそういう状況にはありませんが、まず一つは、感染者が増えているからということが言えるかと思えます。あともう一つは、やはり医療提供体制が、要は感染者に追いついていない地域というのが出てくると、当然ながら死亡するリスクということも高くなっていくということが、今、御紹介いただいた数字で読み取れるのではないかなというふうに思います。

したがって、旭川市保健所といたしましても、まずは基本的には、医療提供体制をきちっと取り、先ほど申し上げた、陽性になられた方々に対するフォローをきちっとできるような体制を維持、継続していくことが、死亡のリスクを減らしていく方法の一つだと思っております。

あと、デルタ株のときに、ロナプリーブという注射が出てきまして、重症化のリスクを回避するための治療薬としてかなり有効な数字が出てきたと。オミクロン株になってからも、注射ではゼビュディ、さらには、ラゲブリオという経口薬も出てまいりましたし、今週からはファイザー製のものでパキロビッドという経口薬も出てきたと。ただ、それぞれいろいろ特徴を持っておりまして、パキロビッドについては、例えば心血管疾患をお持ちの方の薬と相性が悪いというようなことだったり、ラゲブリオもそうなんですけども、錠剤がちょっと大きいんですね。なので、嚥下の状態が悪い方については飲み込めないというようなことなど、それぞれ特徴を持っておりますので、現在オミクロン株が主流ということで考えれば、ゼビュディとラゲブリオと、先ほど申し上げた新しいファイザー製のパキロビッド、これを適正に重症化リスクの高いとされる方々に投与をしていくことで、リスクの低下を図っていくことが非常に重要なのかなと。

一つは、診療体制、あるいは療養体制をきちっとやること、もう一つは、リスク回避のための治療薬の有効活用をしていくということ、これらをもって対応していくことが必要と。ただ、これの基本となるものとしては、やはり3回目の接種が基本になってくるということになります。抗体価は確かに、接種して2週間後から落ち始めてというような状況がありますし、これほどウイルスが蔓延していきますと、非常に長い期間ウイルスの暴露を受けるということは、何ぼワクチンを打っていても、そこをブレイクスルーしてくるというのは当然のことでございますので、かからないようにする、かかったときのリスクを下げる、この2点に尽きるんじゃないかなというふうに考えております。

○小松委員 部長の個人的見解で構わないんですが、新型コロナウイルス感染症はいつ収束するんでしょうか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今日一番の難題にぶつかったところでございますけども、希望的観測を申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、この1週間、10日が勝負だというふうに思っております。一定限、ここで結果が見えてくるんじゃないかなというふうに私としては予測をしておりますが、きっとこのことを聞かれるだろうということで、今朝、保健所長とお話をしようと思ったら、お話しする時間がなかったものですから、専門的な見地で物を申し上げることはできませんが、先ほど申し上げた、若年層から高齢者に移行してきている、これは、一つは家庭内の感染がこれによって少なくなるんですね。若年層は、お父さん、お母さんと一緒に暮らして、いわゆる家族としては多い。ところが、高齢者というのは、1人、2人でお暮らしになられているということが多いわけで、これによりまして、絶対的な感染のスピードが少し抑えられるということがあります。

さらには、クリニックからの発生届が少なくなってきたというお話を申し上げましたが、クリニックからの発生届が少なくなってくると、濃厚接触者の数が少なくなります。自動的に、我々が検査を行う件数も少なくなってくるということになりますので、当然、発生が抑制されると。今、大体、その移行期というような状況でありますので、もしかしたら、先ほど申し上げたとおり、後から考えると、この時期が実はピークだったということになるかもしれませんが、予断を許さないというふうに思っておりますし、一つの大きなクラスターで状況ががらっと変わりますので、我々としては変わらず、緊張感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 現段階で、担当部長として市民に呼びかけたいことがあれば、お聞かせください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 オミクロン株は感染力が強いんですが、基本的な感染対策はこれまでと同様ということになります。ただ、長く新型コロナウイルスと付き合っていますと、そういったものに個々にほころびが出てくる可能性もありますので、皆様におかれましては、くれぐれも感染対策を行う中で、今どういうふうな対策をしているかというのを一度ちょっと見直していただく機会にさせていただければなというふうに思っております。

また、もしかしたら皆様もそうかもしれませんが、市民の方々もそうかもしれませんが、これほどの感染者が出ますと、身近に感染者がいたりとかする場合もあると思います。そういったことも踏まえまして、感染者が周りにいるんだぞという、少し危機意識のレベルを上げていただく中で、行動というものに責任を持っていただく、あるいは見直していただくということが必要かなというふうに思います。

さらには、先ほど申し上げた3回目のワクチン、これから64歳以下の方についても受けられる状況ができますので、ぜひワクチン接種をしていただく中で、少しでも感染のリスクを下げてくださいということがあります。

あともう一つが、今、市中感染がひどい状況で、この負担を一番担っているのが発熱外来、いわゆるクリニックの方々が発熱者を診ている、この現場が非常に逼迫している状況でございます。基本的に検査のみをしたい、自分は陰性を確認したい、こういう方々については、クリニックのほうに行っていただきたくないというふうに思います。結果、陰性が確認されても、明日陽性になるかもしれませんし、たとえそこで陽性が確認されたとしても、そういった方々というのは症状をお持ちじゃないということになりますので、かなりリスクも低いかと思います。いただける薬も、結局は対症療法のための薬をいただけるというだけの話になってしまいますので、そういった方々については、受診あるいは検査を控えていただくということが、クリニックの逼迫を生まない方法でもございますし、さらには、やむを得ず受診せざるを得ないというような症状があった場合には、もちろん受診をいただくことは結構でございますが、必ず事前にかかりつけ医、あるいは自分が行こうとしているクリニックに対して連絡をしていただいて、確認をしていただいた中で受診をしていただくということで、医療現場は、入院だけではなくて、そういったクリニックの外来の医療現場も非常に大変な状況になっておりますので、そういった方々のことをちょっと心に留めていただいた行動をしていただきたいというふうに考えております。

○小松委員 ありがとうございます。

ワクチン接種について2～3お聞きをいたします。資料が提供されておりますが、3回目の接種率が非常に低いんですね。これは旭川市に限らず、全国的に10%を切っている状況で、先進諸国では5割だ、6割だ、それ以上だという状況が報道されています。ワクチンが有効だ、有効だと言いながら、低い到達率というのは何でなのか、どう考えるのかということをお聞きいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 3回目の接種についてなんですけれども、日本は、12月から3回目の追加接種を始めたというところで、やはり開始時期の差が大きいということがあるのではないかと思います。その後、国のほうでも前倒しの方針を示してはりましたが、やっぱり出だしの時期というのは大きいのかなと思います。

あと、確かに接種率が、まだ旭川の場合は全市民でいくと7.5%ということなんですけれども、旭川といいますか、北海道、もっと言えば雪国の地域というのは、今、全般的に接種率が低いという状況にあります。これはやはり、今、高齢者の方の接種が始まっていますが、やっぱり寒い、雪があるということで、接種はおろか、外出を控えているということでなかなか進んでいないのかなというふうに私どもは考えております。

今までの質疑でもありましたとおり、ワクチンの効果なんですけれども、オミクロンに対しても、例えば発症予防については、2回目接種後20週経過後は10%程度に下がるんですけれども、追加接種によって70%に回復、入院予防については、44%まで下がっているのが90%まで回復する、また、これはオミクロンに関わらないんですけど、イスラエルの調査結果によりますと、死亡の予防も追加接種によって81%まで回復するとありますので、やはり3回目のワクチンというのが大切だということもありますし、少しでも早く接種をしていただきたいなというふうに考えております。

○小松委員 雪国、北国ということで、要素の一つとしてそうしたこともあるのかなと思いますが、私は、この3回目の接種については、主要なものは違うだろうと。多くの方々が、連日の報道を見て、早く打ちたいということを望んでいるんですが、接種券が届かないという状況なんですね。

もう一つは、集団接種ということで、接種券が届かなくてもワクチン接種をやりますよというダブルスタンダードみたいな対応が、非常に分かりづらくなってきているんですよ。何でこんなことになるのか。以前もありました。1日100万回やるといったら、地方自治体は保健所を中心にして体制を整備して、待っていたら、供給量が半分だ、3分の1だとかといって混乱をしたことがあります。だから、接種券の発送が遅れているということは、ワクチンの供給量を見込んで作業が遅れているのか、あるいは、ワクチンの供給量と関係ないところに主要な要因があるのか、この点はいかがなんでしょうか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 接種券の発送ですとか接種時期については、確かにいろいろと変更等がありまして、分かりにくくなっているなということは、本当に常々感じておりますし、保健所にもいろいろ問合せは来ております。

この要因として、まず一つ考えられるのは、オミクロン株の蔓延に応じた接種期間の前倒しということにも影響しておりまして、例えば、まず最初に、接種券の発送時期の推移ということを考えますと、当初、12月までは、2回目の接種後8か月ということで準備してくださいということで準備をしておりまして。その後、12月17日に、医療従事者、高齢者施設の入居者、従事者は6か月でいいですよ、65歳以上の方は、2月から7か月でいいですよというような方針に変わりました。その後、年が明けて1月13日には、65歳以上の方も3月からは6か月に短縮していいですよ、64歳以下の方も、3月からは7か月でいいですよというふうに前倒しになってきたところですよ。

一番最新の方針ですと、実は1月31日、先月の末ですけど、ワクチン予約に余裕があれば、64歳以下の方でも6か月でいいですよというふうに、方針がどんどん前倒ししてきたところではありますが、旭川市はこの方針にすぐに対応してきておりまして、今、国のほうでは、余裕があれば6か月でもいいですよということだったんですけども、旭川市の場合は、2月7日に全年代、6か月で前倒し接種しますというふうに発表いたしました。

ただ、やっぱり一番の問題は、接種券の印刷が全然間に合わない。今までも8か月ということで契約して、印刷業者さんも一生懸命やっていたんですけど、これが2か月短縮といいますと、相当無理をしていただいて、本当にフル稼働で協力して下さって何とか全年代6か月ということで、どんなに頑張っても、来週やっと印刷が追いつくということでした。ということですので、今月は、やはり少しでも接種されたい方に応えるために、接種券なしでも、地場産センターで予約なしで接種をするということで行ったということです。

日々、正直、市民の方の御希望に沿うように一生懸命やっているんですけども、やはり、日々いろいろ変わりますので、市民の方には混乱とか、何で6か月でできないのというようなことがあるんですが、今、原則としては3月から7か月というのが、一応、国の基本パターンということですので、あまりこういう言い方をすると、誤解を招くのもあれなんですけど、旭川市としては一歩先に進んだ接種券の発送ということで取り組んでおります。

3月以降は、もう皆さん6か月以降で届きますので、今度は接種券をもらってから受けてくださ

いということになりやすくなると思います。今、こんな時期ですので、大変御迷惑とか混乱をさせて申し訳ないと思いますが、今月だけちょっと御容赦いただければというふうに思います。

○小松委員 対策監が言われたとおりだと思いますよ。8か月だったんですよ。それが7か月になって、それが6か月というふうになって。ただ、8か月って日本で言われているときに、ヨーロッパ諸国では6か月でって先行していて、だから6割を超えた接種という到達状況にもなっているのではないかなというふうに思います。体制を整えるというのは時間がかかりますから、途中で考え方や方針が変わると、これはもうとてつもない影響が出ざるを得ないというふうに思うんです。ただ、そうした細かいことは、普通の市民の皆さん方は情報も細かくつぶさに見ているわけではありませんので、いら立ちを覚えて、一体どこが詰まっているのか、何で接種券が来ないのかという思いを強くしている方も、相当、今広がっている状況でもありますので、引き続き、必要な努力をしていただきたいというふうに思います。

端的にお聞きをしますが、3回目のワクチン接種の今後の見通し、これぐらいまでにはけりをつけるというものがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 先ほどの御質問で、少し答弁が漏れていましたのでつけ加えてお話しさせていただきます。ワクチンの供給量は、今、国のほうで、ファイザーは4月中、モデルナは5月中までに、3回目の接種に必要な人数分は供給するとなりましたので、ワクチンのほうは見通しがついております。

あと、今後の計画、見通しについてなんですけども、来週以降、6か月以降の全年代の方に接種券が届くようになります。今の薬事承認上は最速と考えておりますので、今後、順次、皆さんに接種していただきたいと思います。そのほかに、雪が解けてからになりますけども、なかなかちょっと自分で接種を受けに行くことが難しいという方のためにバスでの送迎による接種も考えておりますので、そういうのも御利用いただいて、やはりワクチンの接種効果はあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、64歳以下の方ですけども、64歳以下の方は3月以降に本格化しますが、その中でも保育士さんですとか学校の先生方というのは、3月の早いうちから接種券が届きます。今のところ、予約にも大変余裕がありますし、むしろ受けたいときに、届き次第予約していただくほうが早いかなというふうに思っていますので、今後、いろいろと関係部局とも相談しながら、保育士さんとかの接種も考えていきたいと思います。いろいろと接種率が伸びていない原因というのは、モデルナの問題とか、複数あると思うんですけども、ぜひ、雪が解けて暖かくなるに従って、接種を考えていただけるように、まずはいろいろと安心できるように周知、広報をしていくことが必要かなというふうに思っております。

○小松委員 終わります。

○佐藤委員長 他に、委員の皆さんから御発言ありますか。

○室井委員 通告してなかったんですが、長谷川対策監にちょっとお聞きしたいと思います。

2月10日の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）の資料を私も見せていただきました。これは2月10日に出されたものです。先ほど、浅利部長も話していましたが、クラスターは低年齢層、特に小学校は1月から8か所でクラスターが発生していると。それに保育所で5か所、さらに教育施設というのは幼稚園かな、何だろう、この教育施設というのは、多分そうだと思います。

すが、これは5か所ということで、かなりの人数が感染されているというふうに思います。

それで、いわゆる小児、5歳から11歳のワクチンの接種について、2つだけお聞かせください。先ほどもちょっと出てましたけど、旭川市は3月初旬に来るよと。一つは、どの程度来るのかということ、さらには、小児用のワクチン接種券、これは発送する考えはあるのかどうなのか。発送するとするならば、その発送時期と、それから接種予定時期のある程度のスケジュールもお知らせいただきたいというふうに思います。

さらにもう一つ、国は、既に300万回分を全国的に発送していると言った割には旭川には全く来ていないというのは先ほど分かりましたけども、あわせて、今後合わせて1千200万回分は予定していますよということも話されているようではありますが、要するに、接種のやり方、小規模な自治体、人口3万人以下の自治体等では、学校等で集団接種をしようじゃないかという計画をされているようでもあります。旭川市がそのような対応を考えているとするならば、学校現場、さらには保育所等との協議はなされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

いずれにしても、スムーズな対応が今後求められるわけですので、スケジュール等もしっかり組み立てていただきながら取り組んでいただきたいと思います。以上の点、ちょっとお聞かせください。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 まず、小児用のワクチンの接種時期とスケジュールについてでございますけども、先ほどの説明と少し重なるかもしれませんが、まず第1便というのが来週中に北海道に入ってくると。これが、およそ1千700人から2千人分ぐらいだというふうに伺っておりまして、北海道全体で、5歳から11歳の方は約27万4千人ぐらいいらっしゃるということで、その分は、まずは札幌市に全て供給するというのが道の方針となっています。札幌市以外の実態は、2月28日の週以降に、今の予定では、旭川市はまず1千100人分の予定になっております。旭川市の場合、5歳から11歳の方の人数は1万7千人となっておりますので、取りあえずは、1千100人分が再来週以降に入ってくると思います。その次の週以降、5千人分ぐらいが入ってくるということになっております。今はまだ、接種時期がはっきりしておりませんが、ワクチンの納入時期が完全に分かりましたら、早いうちに、1週間か2週間以内にはもう御案内をして、接種券を発送するという準備に取りかかりたいと思いますので、3月上旬、早いうちには接種券をお配りしたいというふうに、今、準備をしているところです。

ワクチンの供給も、子ども用のワクチンも徐々に必要な分は入ってくると思いますし、接種に努めるようにという努力規定が子どもさんの場合はないということで、どれだけ接種率が伸びるかというのも、非常にこれから注視してまいりたいと思っております。

あと、接種のやり方についてですけども、今のところ、一般の方は集団接種会場がありますけども、子どもについてはまだ、文科省のほうから、前回のときにも集団接種については慎重にというお考えがありますので、今のところは学校単位でということまでは話はしていない状況ですが、今後の状況によって考えていきたいというふうに思います。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市気候変動適応計画（案）に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市気候変動適応計画（案）に対する意見提出手続の結果について、御報告申し上げます。

本計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として、地球温暖化、その他気候変動の影響に起因する被害の防止または軽減を図る適応策について、本市で総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものでございます。

意見提出手続は、昨年12月17日から本年1月31日までの期間で実施し、御手元の資料のとおり、1件の御意見が寄せられました。その内容でございますが、計画案とおおむね同じとなっております。いただいた意見とそれに対する市の考え方につきましては、市のホームページ、市政情報コーナーなどで公表することとしております。

なお、今後の予定でございますが、本計画は、環境審議会に諮問しておりまして、3月に答申を受けた後、最終調整を行った上で、今年度中に策定する予定としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他委員の皆様から御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時50分